

法令及び判例
(06/11)

A.- 有限会社の出資者(sócio)や経営管理者 administrador)の責
(その一)

今回は、去る5月18日、商工会議所のコンサルタント部会主催のセミナーで、テーマ ” 有限会社法 (民法) についてよくある疑問 “ について話をした内容を纏めてみた。

I.- 最初に有限会社についての主な法規は次の通りとなる。

1.1.- ブラジル民法(lei n.º 10.406/2002)の第 II の IV 章 (Livro II, capítulo IV) 有限会社法(sociedade limitada)、1052 条以降。

1.2.- 株式会社法(sociedade por ações – lei n.º 6 404/1976)

II. 有限会社 (以下会社と呼ぶ) の設立

2.1. 会社は出資者 (以下社員と呼ぶ) 2名以上の参加により設立できる。社員へはブラジル法人や個人がなれる。同様に在外国法人又は個人でも社員として会社を設立できる。

2.2. 在外国法人又は個人による会社設立へはブラジルに居住する者を代理人(procurador)へ指名する必要がある。(一般的に弁護士を代理人へ指名している)

2.3. 社員数が10名以下の場合は社員会議(reunião dos sócios)と呼ばれ、社員数が10名以上の場合は総会(Assembléia)と呼び、会社の設立、定款変更、経営管理者の任命等を決定する最高機関である。

2.4. 社員総会の招集様式は会社の定款の規定に従うが、招集についての規定がない場合は最低3回の新聞広告による招集様式となり費用が発生する。

2.5. 会社の資本金全額を代表する社員の出席する、総会又は社員会議の場合は2.4. 項の招集事務手続が免除される。

2.6. 社員総会の成立は第一回の招集で、資本金の4分3以上の

出席を必要とするが、第二回招集の場合は出席者数に関係なく成立する。社員又は弁護士による代理出席ができる。

2.7. 会社の定款に株式会社法の準用を規定していない場合は簡易会社法(*sociedade simples*)が適用され事務手続が難しくなる。

2.8. 株式会社法を準用し会社の経営審議会(*Conselho de Administração*)の設置も可能であるが、審議会のメンバーへは社員(株主)の条件を必要とし、外国在住の者でも就任できる。

2.9. 会社の経営管理者は *Administrador* の名称となり、社員でない者も就任できる。会社により、株式会社法を準用し *Diretor*(役員)の役職名を使用しているケースも多い。

2.10. 外国人が会社の役員や経営管理者の役職へ就任するには永住権をもちブラジルに居住している条件を必要とする。

2.11. 会社の称号へは事業内容を反映する名称を使用する。

III.- 出資者（社員）の責任

3.1. 社員の責任範囲は申込んだ金額が限度であるが、会社資本金の一部が未払い（他の社員の引き受けた金額が未払い）の場合、資本金額まで連帯責任が発生する。(art. 1052)

3.2. 法人としての権利の乱用や法人と個人資産の混同の場合には、法律の保護を失い、判事は社員や経営管理者の個人資産へ対し責任を波及できる。(art. 50 do CC – disregard of legal entity doctrine)

3.3. 会社の不当解散 (*dissolução irregular*) の場合、社員個人が、民事、租税や労働債務の決済について連帯責任を負う。(連邦高等裁判所 – TSJ - 1ª T - AgRg no AgRg no REsp 1153333/SC, Dje 05/10/10)

4.- 会社の経営管理者(*administrador*)の責任 次回へつづく

São Paulo, 6 de junho de 2011.
Flavio Tsuyoshi Oshikiri - Advogado

